

## 「諏訪市運賃協議分科会」の設置について

### ・諏訪市運賃協議分科会の設置について

#### (1) 設置理由

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の改正に伴い、従前、諏訪市地域公共交通会議で行っていた運賃に関する協議について、改正法第 9 条第 4 項に規定された者のみで協議する必要があることから、新たに分科会を設置することとしたい。

#### (2) 設置時期 令和 6 年 3 月 18 日

#### (3) 設置要綱 別紙のとおり

#### 【分科会構成委員】

- ① 諏訪市
- ② 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③ 地方運輸局長
- ④ 市民の意見を代表する者

## 諏訪市運賃協議分科会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定される運賃等(以下、「協議運賃」という。)について協議するため、諏訪市地域公共交通会議規約第7条の規定に基づき、運賃協議分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は次の事務を所掌する。

- (1) 協議運賃に関すること
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 分科会は次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 諏訪市
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 地方運輸局長
- (4) 市民の意見を代表する者

2 委員の任期は、前項第2号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、諏訪市地域公共交通会議の委員の任期と同様とする。

(委員長)

第4条 委員長は、前条第1項第1号に規定する者が務める。

(会議)

第5条 分科会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 会議は、書面にて開催することができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、諏訪市地域公共交通会議事務局において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。